

平成 27 年度能登町社会福祉協議会嘱託・パート職員採用候補者試験要項

平成 28 年 2 月 22 日

能登町社会福祉協議会

1. 採用職種及び採用人員

職 種	採用予定人員	勤務場所	職務内容
嘱託職員	1 人	小木デイサービスセンター	介護員
パート職員	1 人		

2. 受験資格

職 種	年 齢	資 格
嘱託職員	昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた人	介護職員初任者研修課程 又は介護福祉士
パート職員	年齢不問	

募集要件として

- (1) 住所要件 能登町に住所を有している人、または実父母のいずれか（両親が死亡している場合は、祖父母のいずれか）の住所が、能登町にあれば受験可。
- (2) 欠格事項 成年被後見人又は被保佐人等地方公務員法第 16 条の規定に該当する人は受験できません。

3. 受験申込

- (1) 受付期間 平成 28 年 2 月 22 日（月）から
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 申込方法 持参または郵送
- (4) 申込先 〒927-0602
石川県鳳珠郡能登町字松波 13 字 77 番地
社会福祉法人能登町社会福祉協議会宛て

4. 申込書類

- (1) 能登町社会福祉協議会嘱託職員採用試験受験申込書
- (2) 履歴書（申込前 6 ヶ月以内に撮影した写真を貼付）
- (3) 健康診断書

5. 試験日程等

- (1) 試験日時 試験日時は受験申込書提出時に決定します。
- (2) 試験場所 能登町社会福祉協議会 本所会議室

- (3) 試験内容 面接試験及び申込書類等の記載事項により選考します。
 (4) 結果通知 試験結果は、面接試験実施後1週間後に通知します。

6. 合格から採用まで

採用が内定した者は、原則として平成28年4月1日以降に採用されます。

7. 賃金及び雇用条件等

(1) 賃金等

職種	勤務体制	賃金	手当等
嘱託職員	常勤	月額 142,100円	期末手当、通勤手当が支給基準に応じて支給されるほか、退職手当制度があります。
パート職員	非常勤	時給 840円	通勤手当が支給基準に応じて支給されます。

(2) 雇用期間 平成28年4月1日～平成29年3月31日まで 更新する場合有

(3) 勤務時間 1日8時間 原則として午前8時から午後5時まで

(4) 休日・休暇等

職種	休日	休暇	社会保険等
嘱託職員	小木デイサービスセンターの勤務表による、変則的な週休2日制勤務になります。	年次有給休暇 (本会規程による。)	社会保険・厚生年金・雇用保険等の加入有
パート職員	勤務日は相談のうえ決定します。	年次有給休暇 (本会規程による。)	社会保険・厚生年金・雇用保険等の加入無

8. その他

- (1) 申込に関する提出書類は、一切お返ししません。
 (2) 試験申込書の記載内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取消すことがあります。
 (3) その他、不明な点は社会福祉協議会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人能登町社会福祉協議会 総務課
 〒927-0602 石川県鳳珠郡能登町字松波13字77番地
 TEL0768-72-2322